

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年7月31日 08時00分ごろ
発生場所	三重県熊野市遊木港南西方沖 遊木港B南防波堤灯台から真方位220° 1.5海里付近 (概位 北緯33°54.3′ 東経136°08.8′)
事故の概要	漁船第七宝幸丸は、定置網の設置作業中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年8月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第七宝幸丸、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-53334（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約4.5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の初期、潮流 東流 (流速不詳)
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、甲板上に置いた約4,400kgの定置網（以下「本件網」という。）を設置する目的で、船首を南方に向けて主機を停止し、本件網を固定するアンカーロープに船寄せロープを取った状態で投網作業中、東に流れる潮流の影響で左舷船首部から繰り出していた本件網の走出速度が速くなり、ふだんよりも一度に多量の網が投網されて左舷船首部が海中に引き込まれ、海水が流入して転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、転覆直前に海に飛び込み、救命胴衣を着用していなかったものの、近くで作業をしていた僚船まで泳ぎ着き、救助された。</p>
分析	本船は、東方への潮流がある状況下、船首を南方に向けて左舷船首部から本件網を海中に繰り出していた際、本件網の走出速度が速くなり、ふだんよりも一度に多量の網が投網されたことから、左舷船首部が海中に引き込まれ、海水が流入して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、東方への潮流がある状況下、船首を南方に向けて左舷船首部から本件網を海中に繰り出していた際、本件網の走出速度が速くなり、ふだんよりも一度に多量の網が投網されたため、左舷船首部が海中に引き込まれ、海水が流入して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、

次のことが考えられる。

- ・ 網を海中に繰り出す際、一度に多量の網を投入し、船体が海中に引き込まれないよう十分注意すること。
- ・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。